

令和3年北海道告示第10706号（令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率の決定）の一部を次のように改正する。

令和3年7月20日

北海道知事 鈴木 直道

1を次のように改める。

(農政部所管分その8)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業</p> <p>地域ぐるみで畜産の収益性の向上を図るための取組に必要なとなる施設・設備の整備等に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 畜産クラスター協議会 畜産を営む者及び地方公共団体又は生産者団体の他、<u>1者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会（補助対象経費の3の取組に限る。）</u></p>	<p>補助対象者が畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を行う場合又は市町村が畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を行う畜産クラスター協議会等に補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち次に掲げるもの</p> <p>1 畜産・酪農収益力強化に資する施設等の整備に要する経費</p> <p>(1) 家畜飼養管理施設等 (2) 家畜排せつ物処理施設等 (3) 自給飼料関連施設等 (4) 畜産物加工施設等 (5) (1)～(4)の施設等の補改修 (6) 地域活性化施設（肉用牛・酪農重点化枠の場合に限る。）</p> <p>2 家畜の導入に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（以下「実施要領」という。）別紙1第5に定める新たに畜産を開始する者等に貸し付ける場合</p> <p>(2) 実施要領別添5に定める国産チーズ振興枠における別添5の第2の1の(1)のイの②に定める施設と一体的に貸し付ける場合</p> <p>(3) 次に掲げる場合の家畜の購入に要する経費</p> <p>ア 実施要領別添3に定める肉用牛・酪農重点化枠における別添3の第2の(2)に定める中心的な経営体等が家畜を購入する場合</p> <p>イ 実施要領別添4に定める中山間地域優先枠における別添4の第2の4に定める場合で家畜を継承し、購入する場合</p>	<p><u>1、2、3の(2)及び(4)</u> 2分の1以内 (ただし、2の導入する家畜1頭あたりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4.0万円とする。)</p> <p><u>3の(1)及び(2)定額</u> (ただし、3の(1)における堆肥造粒機等の導入に必要な経費は2分の1以内とする。)</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第177号様式別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第177号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期日 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体については、農政部生産振興局畜産振興課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	

ウ 実施要領別添5に定める国産チーズ  
振興枠における別添5の第2の1の  
(1)のイの①に定める中心的な経営  
体等が家畜を購入する場合

3 畜産環境対策総合支援事業に要する経費

(1) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援  
事業

(2) 畜産・土づくり施設等導入支援事業

(3) 畜産環境対策推進体制支援事業

(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業